

第 6 2 号議案

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例

足立区立学校設置条例（昭和 3 9 年足立区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 中学校の部同東綾瀬中学校の項中「東綾瀬一丁目 5 番 3 号」を「綾瀬三丁目 2 3 番 1 4 号」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 1 0 月 2 1 日から施行する。

（提案理由）

東綾瀬中学校の位置を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。